工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策支援事業実施要領

(制定) 令和5年8月3日付5環改化第301号

(目的)

第1条 この要領は、工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策支援事業実施要綱(令和5年8月3日付5環改化第301号。以下「要綱」という。)に基づき、東京都土地利用転換事業を実施するための申請及び審査基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(申請手続)

第3条 要綱第6条第の規定による申請は、別記様式1による工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策支援事業実施申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出することにより行うものとする。

(被覆盛土支援対象者の審査基準)

第4条 要綱第7条に基づく被覆盛土支援対象者は、当該措置が土壌汚染対策法施行規則 別表第八の上欄に掲げる実施措置の種類が「舗装」、「土壌入換え」及び「盛土」に該当す るものであって、それぞれ同表の下欄に掲げる実施の方法を満たす措置であること。

(地下水汚染の拡大の防止技術支援対象者の審査基準)

- 第5条 要綱第8条に基づく地下水汚染の拡大の防止技術支援対象者は、東京都が別途設置する地下水汚染拡大防止技術評価委員会で認定された技術において、土壌汚染対策措置が適用可能なこと。
- 2 地下水汚染の拡大の防止技術支援対象者の選定は、当該敷地の汚染状態、周辺への影響、 施工の難易度、及び当該措置に係る知見や技術等が他の事例へ展開できること等を総合 的に判断して決定することとする。

(その他必要な事項)

第6条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。